

# 尼崎フェニックス事業用地および尼崎の森中央緑地の活用に関する サウンディング型市場調査 実施要領

令和6年1月18日

兵庫県

## 1. 調査の目的

兵庫県では、尼崎フェニックス事業用地および尼崎の森中央緑地（別図参照）において、民間活力による様々な可能性を把握したいと考えています。

ついては、事業者募集に向けた条件整理に役立てることを目的に、土地利用の事業アイデアや市場性について、企業等の民間事業者の皆様との意見交換を実施します。

## 2. スケジュール

サウンディング実施の公表	令和6年1月18日（木）
サウンディング参加申込期間	令和6年1月18日（木）～2月26日（月）
質問シートの提出期限	令和6年2月26日（月）
サウンディング実施日時時の連絡	令和6年2月28日（水）
サウンディングの実施	令和6年3月1日（金）～ 一者について1時間程度

## 3. 意見交換について

### （1）対象

尼崎フェニックス事業用地および尼崎の森中央緑地において、事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

### （2）項目

#### ① 事業のアイデアに関する提案

- ・実施する事業の内容、整備する施設の内容等
- ・事業方式に関する提案（使用許可、定期借地権等）

#### ② 事業の対象範囲、事業期間等の諸条件に関する提案

- ・対象範囲（対象範囲の一部のみも可能）
- ・事業期間（㉗万博期間まで、㉘万博期間中、㉙万博終了後）

※ 事業期間は㉗㉘㉙毎でも可、㉗+㉘、㉗+㉘+㉙など組合せも可能

#### ③ 事業実施にあたって行政に期待する支援など

- ・手続や整備施設等、行政に求める支援についての意見

#### ④ その他

- ・他の項目（例：今回の対象地以外の尼崎フェニックス事業用地内のエリア等）についてもご提案があればお聞かせください。

### (3) 留意事項

①尼崎フェニックス事業用地の一部では、万博時に会場外駐車場や空飛ぶクルマデモフライト用暫定ポート、ひょうご万博 楽市・楽座（ひょうごの魅力を発信し、賑わいを創出するイベント）等が予定されています。

また、尼崎の森中央緑地では、県民参画による森づくりが推進され、第2工区で指定管理者による管理が行なわれています。

②尼崎フェニックス事業用地および尼崎の森中央緑地のライフライン状況については、サウンディング参加者に情報提供します。

## 4. その他

### (1) 参加の扱い、費用、説明資料について

- ・参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。
- ・意見交換への参加に要する費用は、参加企業等の負担とします。
- ・説明資料の提出は求めません。（必要な場合はご持参ください）

### (2) 追加調査へのご協力

- ・追加調査を行う可能性があります。その際は、ご協力をお願いします。

### (3) 実施結果の公表

- ・意見交換の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ・公表内容は、事前に参加企業等と確認、調整を行います。（参加法人等の名称、企業ノウハウに関する内容等は公表しません）

### (4) 参加除外条件

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

## 5. 申込み方法

別紙「エントリーシート」に必要事項を記載のうえ、下記事務局までEメールにて提出してください。

申込期間：令和6年1月18日（木）～令和6年2月26日（月）

宛 先：kouwanka@pref.hyogo.lg.jp

件 名：【尼崎フェニックス事業用地および尼崎の森中央緑地における意見交換参加申込み】（会社名）

本 文：法人名、代表者氏名、連絡先、参加人数

添 付：エントリーシート、質問シート

### 【その他連絡先】

担当部署 兵庫県 土木部 港湾課 港湾企画班（首藤、吉田）

所在 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話/FAX 078-362-3536/078-362-4280

Eメール [kouwanka@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kouwanka@pref.hyogo.lg.jp)

参考【事業用地の概要】

	所在地
尼崎フェニックス事業用地	尼崎市 船出
尼崎の森中央緑地（2・3工区）	尼崎市 扇町

位置図



拡大図

